



宮 崎 県 公 報

平成25年7月8日(月曜日) 第 2503 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務
に関する法律施行条例施行規則の一部を改正す
る規則…………… (情報政策課) 1

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 3

公 告

○青少年自然の家の指定管理者の指定の申請の手
続の公表…………… (こども家庭課) 3

監 査 委 員 告 示

○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………… 4

雑 報

○平成25年度行政書士試験の実施について…………… 4

規 則

宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則 (平成16年宮崎県規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------|-------|-----|------|------------|-------|-----|-----|--|-----|-----|------|-----|-----|------|-------|-----|-----|
| <p>別記</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>明・大 昭・平</td><td>年 月 日</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>注意事項</p> <p>該当する項目に○を付けてください。なお更新の手続には、既存の電子証明書が格納されたICカードをお持ちいただく必要があります。万一お持ちでない場合には、先に既存の電子証明書の失効申請をしていただいた上で、電子証明書を新規発行する必要がありますので、ご了承ください。</p> <p>申請される方の住所及び氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)があることを経験上ご存知の場合は、有に○を付けてください。また、そのような場合に常用されている文字があれば、代わりに置き換える文字を選択する際の参考とするため、ご記入ください。</p> <p>お分かりにならない場合は、ご記入いただく必要はございません。</p> <p>代理人を通じて申請される場合は、代理人の氏名、住所及び連</p> | [略] | 氏 名 | [略] | 生年月日 | 明・大 昭・平 | 年 月 日 | [略] | [略] | <p>別記</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>氏 名</td></tr> <tr><td>ふりがな</td></tr> <tr><td>通 称</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>年 月 日</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>注意事項</p> <p>1 「氏名」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、氏名がアルファベット表記であるときは、ふりがなを付さなくても差し支えありません。</p> <p>2 「通称」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、住民票に通称が記載されているときに記入してください。</p> <p>3 代理人を通じて申請される場合は、代理人の氏名、住所及び連絡先も併せて記入してください。</p> <p>4 「申請内容」欄は、該当する項目に○を付けてください。</p> <p>なお、更新の手続には、既存の電子証明書が格納されたICカードをお持ちいただく必要があります。万一お持ちでない場合には、先に既存の電子証明書の失効申請をしていただいた上で、電子証明書を新規発行する必要がありますので、御了承ください。</p> | [略] | 氏 名 | ふりがな | 通 称 | [略] | 生年月日 | 年 月 日 | [略] | [略] |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | 明・大 昭・平 | 年 月 日 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ふりがな | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通 称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

絡先も併せて記入してください。

[略]

様式第 2 号 (第 3 条関係)

[略]

| | | | |
|------|------------|-------|-----|
| [略] | | | |
| 氏 名 | | | |
| [略] | | | |
| 生年月日 | 明・大 昭・平 | 年 月 日 | [略] |
| [略] | | | |

注意事項

失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料 (ICカード、電子証明書の写し等) を本日お持ちいただいている場合にはその旨と、もしその番号をお分かりになる場合には併せてそれをご記入ください。なお、ICカードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該ICカードより消去しますので、あらかじめご了承ください。

代理人を通じて申請される場合は、代理人の氏名、住所及び連絡先も併せて記入してください。

[略]

様式第 3 号 (第 4 条関係)

[略]

| | | | |
|------|------------|-------|-----|
| [略] | | | |
| 氏 名 | | | |
| [略] | | | |
| 生年月日 | 明・大 昭・平 | 年 月 日 | [略] |
| [略] | | | |

注意事項

失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料 (ICカード、電子証明書の写し等) を本日お持ちいただいている場合にはその旨と、もしその番号をお分かりになる場合には併せてそれをご記入ください。なお、ICカードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該ICカードより消去しますので、あらかじめご了承ください。

代理人を通じて申請される場合は、代理人の氏名、住所及び連

5 「代替対象文字の有無」欄は、申請者の住所及び氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されない文字 (代替対象文字) があることを経験上知っている場合は、有に○を付けてください。また、そのような場合に常用されている文字があれば、代わりに置き換える文字を選択する際の参考とするため、記入してください。不明の場合は、記入の必要はありません。

[略]

様式第 2 号 (第 3 条関係)

[略]

| | | | |
|------|--|-------|-----|
| [略] | | | |
| 氏 名 | | | |
| ふりがな | | | |
| 通 称 | | | |
| [略] | | | |
| 生年月日 | | 年 月 日 | [略] |
| [略] | | | |

注意事項

1 「氏名」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、氏名がアルファベット表記であるときは、ふりがなを付さなくても差し支えありません。

2 「通称」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、住民票に通称が記載されているときに記入してください。

3 代理人を通じて申請される場合は、代理人の氏名、住所及び連絡先も併せて記入してください。

4 「資料の有無」欄は、失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料 (ICカード、電子証明書の写し等) を本日お持ちいただいている場合には有に○を付けてください。

なお、ICカードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該ICカードより消去しますので、あらかじめ御了承ください。

5 「シリアル番号」欄は、番号がお分かりになる場合に記入してください。

[略]

様式第 3 号 (第 4 条関係)

[略]

| | | | |
|------|--|-------|-----|
| [略] | | | |
| 氏 名 | | | |
| ふりがな | | | |
| 通 称 | | | |
| [略] | | | |
| 生年月日 | | 年 月 日 | [略] |
| [略] | | | |

注意事項

1 「氏名」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、氏名がアルファベット表記であるときは、ふりがなを付さなくても差し支えありません。

2 「通称」欄は、外国人住民の方が申請する場合で、住民票に通称が記載されているときに記入してください。

3 代理人を通じて申請される場合は、代理人の氏名、住所及び連絡先も併せて記入してください。

絡先も併せて記入してください。

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 413号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------|------------------|
| 海老原総合病院 | 児湯郡高鍋町大字上江 207番地 |

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年7月6日から平成28年7月5日まで

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2及び教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第5条の規定により、宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家並びに宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成25年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う青少年自然の家の名称、所在地及び設置目的

次に掲げる青少年自然の家の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

| 名 称 | 所 在 地 | 設置目的 |
|----------------|------------------|--|
| 宮崎県青島青少年自然の家 | 宮崎県宮崎市大字熊野字藤兵衛中州 | 自然体験活動、野外活動、スポーツ活動、交流活動及び集団宿泊生活を通じて、規律・協同・友愛・奉仕の |
| 宮崎県むかばき青少年自然の家 | 宮崎県延岡市行藤町760番3 | |

4 「資料の有無」欄は、失効を希望される電子証明書のシリアル番号を確認できる資料（ＩＣカード、電子証明書の写し等）を本日お持ちいただいている場合には有に○を付けてください。

なお、ＩＣカードをお持ちいただいている場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを当該ＩＣカードより消去しますので、あらかじめ御了承ください。

5 「シリアル番号」欄は、番号がお分かりになる場合に記入してください。

[略]

| | | |
|----------------|------------------|--|
| 宮崎県御池青少年自然の家 | 宮崎県都城市夏尾町5988番30 | 精神を体験的に学習し、豊かな情操や社会性を養うとともに、社会変化に主体的に対応し、新たな時代を切り拓いていく気概を持ち、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成を目的とする。 |
| 宮崎県青島青少年自然の家 | 宮崎県宮崎市大字熊野字藤兵衛中州 | |
| 宮崎県むかばき青少年自然の家 | 宮崎県延岡市行藤町760番3 | |
| 宮崎県御池青少年自然の家 | 宮崎県都城市夏尾町5988番30 | |

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 青少年自然の家の利用に関する業務
- (2) 青少年自然の家の利用料金に関する業務
- (3) 青少年自然の家の維持及び保全に関する業務
- (4) 青少年自然の家及び周辺の自然環境を生かした自然体験活動等の実施に関する業務
- (5) 利用団体の利用目的に応じた研修活動の計画及び実施に関する助言、実技指導等に関する業務
- (6) 利用者の安全の確保に関する業務
- (7) その他施設運営に必要な業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び青少年自然の家管理規則（平成17年宮崎県規則第85号）第14条並びに教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4及び少年自然の家管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第26号）第14条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製

造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 運営に関する基本方針が示され、青少年自然の家管理規則及び少年自然の家管理規則で定める利用対象者の平等な利用が確保されていること。
- (2) 事業計画書の内容が、青少年自然の家の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有すること。
- (5) 環境への配慮、育児休業制度など子育てに配慮した取組及び障がい者雇用等に対する団体としての取組が図られていること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県青少年自然の家指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県青少年自然の家指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部子ども政策局子ども家庭課青少年健全育成担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7041
- (2) 配布期間 平成25年7月8日から平成25年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成25年8月12日から平成25年9月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県福祉保健部子ども政策局子ども家庭課青少年健全育成担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7041

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月8日

宮崎県監査委員 宮 本 尊
 宮崎県監査委員 山 口 博
 宮崎県監査委員 横 田 照 夫
 宮崎県監査委員 十 屋 幸 平

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|----------------------------------|
| 高 妻 和 寛 | 宮崎市大字生目 325番地 |
| 坂 元 隆一郎 | 小林市大字細野 470番地 1 |
| 工 藤 経 芳 | 宮崎市大橋 1 丁目79番地 サーパス大橋平和台通 804 |
| 田 中 克 弥 | 宮崎市祇園 1 丁目76番地 アルカディア祇園 405号 |

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

雑 報

平成25年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成25年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成25年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

- 1 試験期日 平成25年11月10日（日） 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 宮崎県立宮崎工業高等学校（宮崎市天満町9-1）
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試験科目 | 内 容 等 |
|--------------------------------------|---|
| 行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数46題) | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。 |
| 行政書士の業務に | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保 |

| | |
|--------------------|--------|
| 関連する一般知識等 (出題数14題) | 護、文章理解 |
|--------------------|--------|

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成25年8月5日(月)から9月6日(金)まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター(東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階)

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月6日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

(ア) 配布期間

平成25年8月5日(月)から8月30日(金)まで

(イ) 配布方法

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。ただし、8月30日必着のこと。

郵便番号 100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

(ア) 配布期間

平成25年8月5日(月)から9月6日(金)まで

(イ) 配布場所

一般財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に掲載します。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

① 平成25年8月5日(月)午前9時から9月3日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月3日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえば接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

② 最終日(9月3日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で試験中の特例措置(車椅子の使用、点字受験など)を希望される方は、事前に申請の手続きが必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成26年1月27日(月)午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を掲載します。

7 その他

詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センター(電話:03-3263-7700)、宮崎県行政書士会(電話:0985-24-4356)又は宮崎県総務部市町村課(電話:0985-26-7116)にお問い合わせください。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|